

陳情第131号	受理年月日	令和5年2月3日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	国民年金基金の拡充について	
要旨	<p>国民年金基金は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとしての制度である。</p> <p>主に、自営業者やフリーランスなどの方の年金制度で、現在は任意加入であるが、企業と就労者で保険料を折半する制度である厚生年金加入者や専業主婦の立場の方との間の加入条件で非合理的なものを感じるため、また、老後の生活保障のため、下記のとおり提案するものである。</p> <p>については、この提案内容について国に意見書を提出するか、市長の補足意見を付記した意見として提出していただきたい。</p>	
	記	
	1 自営業者やフリーランスなどのうち一定以上の収入がある方は、国民年金基金に原則強制加入とすべきものとする。	
	2 国民年金における専業主婦の扱いの方(第3号被保険者)のうち、世帯の所得が一定以上ある方は、国民年金基金に加入できるもの、もしくは、国民年金基金に原則強制加入とすべきものとする。	
	3 これに関する諸制度の制定は、行政機関が行うべきとすること。	